

芝山鉄道安全報告書

平成20年度版

この安全報告書は、鉄道事業法による「安全報告書の公表」に基づき、芝山鉄道株式会社における鉄道輸送の安全の確保のための取り組みや組織体制等についてまとめたものです。

お読みいただきご感想・ご意見等をお寄せください。



芝山鉄道株式会社
Shibayama Railway Co., Ltd.

1. 安全報告書の公表について

日頃、芝山鉄道のご利用とご理解を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、平成14年10月の開業以来、役員、社員が一丸となって輸送の安全確保を第一に事業に取り組んでいます。

おかげさまで、平成21年2月には無事お客様500万人を達成することができました。

今後も安全管理体制の充実・向上に努めてまいります。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、当社の安全にかかわる基本方針、また、安全を確保するための施策、体制等について公表するものです。

皆様方からのご意見、ご感想をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

芝山鉄道株式会社 代表取締役社長

波津久和章

2. 安全にかかわる基本方針及び規範について

芝山鉄道の安全への取り組みについて

鉄道事業の最大の使命である輸送の安全を確保するために、役員及び社員一人ひとりが安全最優先を念頭に日々の業務を実施します。

また、業務の実施にあたっては安全手順を確実に守り、事故の未然防止を図ります。そして、絶えず安全の向上に努めます。

今後とも事業の運営にあたっては、安全確保を第一に取り組んでまいります。

(1) 企業理念

芝山鉄道は、地域の皆様の通勤、通学の手段、生活の足としての役割を果たし、地域社会の発展に貢献します。

そして、お客様の立場に立って、より安全で正確で、かつ快適なサービスの提供に努めることにより、お客様をはじめ、当社に関わる人々から信頼され、親しまれる企業を目指します。

(2) 行動指針

- ・私たちは、常に安全を追求し、行動します。
- ・私たちは、常にお客様の視点に立って考え、行動します。
- ・私たちは、地域社会の発展に貢献できるよう行動します。
- ・私たちは、活気に満ちた明るい職場を作ります。

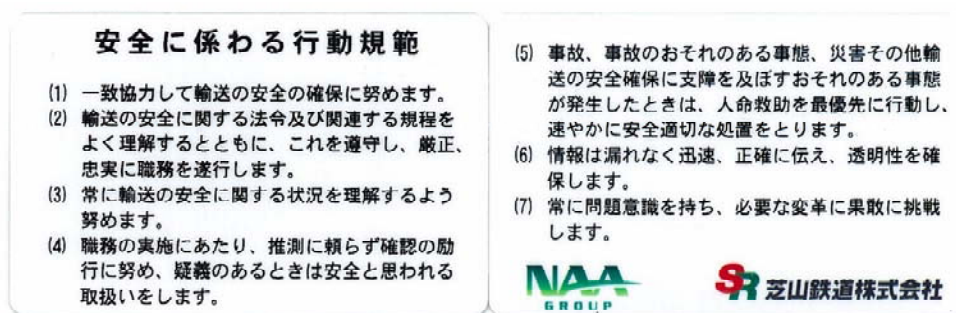
(3) 安全管理規程における行動規範

- ① 一致協力して輸送の安全確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは安全と思われる取扱いをします。
- ⑤ 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

※企業理念及び行動指針は、常に目に触れるよう本社事務室、会議室、駅務室等に掲示して周知徹底を図っています。

※行動規範の周知徹底を図るため携行カードを作成し、全社員に配布しています。

行動規範携行カード（表裏）



3. 輸送の安全を確保するための施策について

(1) 安全重点施策の策定

企業理念、行動指針及び安全に関する行動規範のもと安全性向上のため、平成20年度の安全重点施策を3点策定しました。また、年2回実施状況を確認することにしました。重点施策及びその実施状況は、次のとおりです。

・重点施策1 規程・規則の遵守について

- 実施状況
- ① 新入社員に対し安全管理規程及び運転取扱実施基準等の研修で規程・規則の遵守が安全確保の基本であることの教育を実施
 - ② 鉄道電気施設実施基準、線路・建造物実施基準に基づく点検及び記録の徹底を実施

・重点施策2 設備操作の習熟

- 実施状況
- ① 連動装置取扱訓練、電気指令業務の訓練を実施

- ② 変電設備操作の手順書、電気指令業務のマニュアルを再整備し、研修・訓練等に活用
- ・重点施策3 施設整備による安全強化
 - 実施状況 ① トンネル内における緊急事案発生時の避難に適切な判断ができるようトンネル内に東成田駅とトンネル出口までの距離と方向を示す標識を設置
 - ② 電車線の事故防止のため、エアセクション停止禁止表示板を設置

①標 識



②停止禁止板



(2) 設備の充実

- ① 列車運行の安全をより確実なものとするため、新型のATS（自動列車停止装置）の導入を計画
- ② バリアフリーの安全強化の一環として盲導鈴の導入を計画

(3) 安全教育・研修

輸送の安全確保を図るため、他社の事故事例や安全に関係する勉強会や研修を実施しています。

(4) 役員等による総点検の実施

夏季・年末年始の多客時、春・秋の交通安全運動期間には、役員による芝山千代田～東成田間の添乗による巡視の他、東成田～芝山千代田間、芝山千代田駅、変電所等の鉄道施設を巡回するなどの安全総点検を実施しています。

(5) 安全推進委員会の設置、開催

安全最優先の徹底、事故情報の共有等を図るため、平成20年8月安全推進委員会を設置しました。

平成20年度中には委員会を3回開催し、他社の事故事例やヒューマンエラーに対する講習、当社の防災訓練や非常招集訓練・異常時総合訓練に対する反省、平成21年度の安全重点施策の策定等を実施しました。

安全推進委員会は引き続き開催していくこととしています。

(6) 安全手帳の配布

社員の安全に対する意識向上を図るため、安全に関する取り組み、安全にかかわる基本方針・規範及び施策（企業理念、行動指針、安全管理規程における行動規範、運転安全規範綱領、平成20年度安全重点施策）、安全管理体制、緊急連絡網を記載した安全手帳を平成20年9月に作成し、全社員に配布しました。

4. 行政指導等について

国土交通省関東運輸局による立入検査として、運輸安全マネジメント評価及び保安監査が平成20年9月にそれぞれ実施されました。

(1) 運輸安全マネジメント評価において、経営トップのリーダーシップの発揮、安全マネジメント体制向上の取り組み等について評価を受けました。

なお、今後、更なる取り組みを求められた項目は、次の2点です。

- ① 経営トップのコミットメントの継続
- ② 訓練結果の反省点を分類・整理し、次回以降の訓練に反映させる仕組みと体制の構築

更なる取り組みを求められた項目を含め、安全マネジメント体制の構築について、今後、実施される内部監査や安全推進委員会等を通じて、見直しと継続的改善を進めてまいります。

(2) 保安監査において、

- ① 運転関係従事員に対しての作業素質検査（クレペリン検査）について、通達で指定された周期内に適切に実施すること。
- ② 車両検査後の車両使用について、車両の使用の適否の判断を行った後に車両を運用するよう、車両の管理を適切に行うこと。

の2点について改善の指示を受けました。

①については、年度初めに検査対象者及び検査時期を決定することで検査漏れのない体制としました。

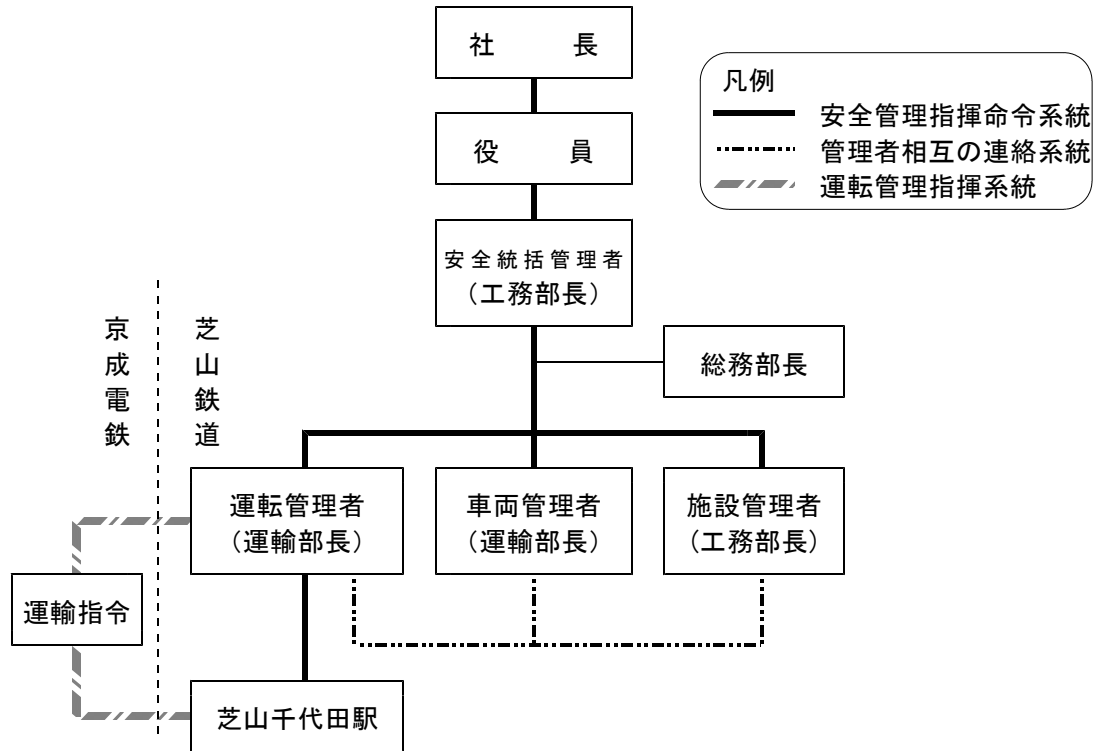
②については、車両検査を委託している京成電鉄株式会社からの「検査報告」をもとに芝山鉄道株式会社において車両の使用の適否を判断した後、車両を運用する体制としました。

上記の改善措置については、平成21年1月関東運輸局に報告し、既に実施しています。

5. 安全管理体制について

社長を輸送の安全の最終責任者とした安全管理規程を定めており、各責任者の責務を明確にしています。

(1) 芝山鉄道における安全管理体制図



役職名称	役割
社長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
総務部長	輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括する。

(2) 内部監査の実施

昨年に引き続き、平成20年11月に安全管理体制のチェック機能の一つとしての内部監査を実施しました。内部監査の結果は、平成21年度の安全重点施策や安全に関する教育・訓練等に反映させました。

(3) 内部監査員の養成

平成19年度の内部監査は3名の内部監査員で実施しましたが、平成20年8月新たに2名が外部の運輸安全マネジメント内部監査員研修を修了し、平成20年度の内部監査は5名の内部監査員で実施しました。今後も引き続き内部監査員の養成を行うこととしています。

6. 事故・災害発生時の対応について

平成14年10月の開業時から現在まで事故は発生していませんが、万一、事故等の緊急事態が発生した場合、皆様の安全確保に対し社員が十分な対応ができるよう事故・災害等発生時における対応方法を策定するとともに、教育・訓練等を実施しています。

(1) 平成20年9月に発災訓練として、地震等による災害発生を想定した施設の点検訓練等を実施しました。また、緊急事案が発生したことを想定した情報伝達訓練を実施し、併せて対策本部が設置されたことによる非常招集訓練も実施しました。

(2) 毎年9月には京成電鉄株式会社が実施する予知型対応訓練に併せ、駅の放送により、防災に対する啓蒙活動等を実施しています。

(3) 毎年12月に京成電鉄株式会社が実施している異常時総合訓練（宗吾車両基地）に参加し、平成20年の訓練においては、通常の災害復旧訓練の視察の他、AEDの取り扱いを視察、また、発煙筒の点火訓練には当社の社員も参加しました。

AEDの訓練視察



発煙筒の点火訓練



7. 芝山鉄道から皆様へのお願い

輸送の安全確保のため、芝山鉄道から皆様にお願ひがあります。

(1) 駆け込み乗車は、危険です。

駆け込み乗車をされると転んだり、ドアに挟まれたり思わぬけがをすることがありますのでおやめください。

(2) 不審物を発見された場合。

駅構内、車内等で不審物等を発見された場合は、手を触れず、駅係員または乗務員にお知らせください。

(3) 皆様の声をお聞かせください。

役員・社員一同安全の確保に努めておりますが、お気づきの点がございましたら、是非、お聞かせください。

8. 連絡先

この安全報告書に対するご感想、芝山鉄道の安全に対する取り組みに関するご意見等は、下記あてお寄せください。

(1) お送り頂いたご感想、ご意見の内容は平日の営業日に確認させていただきます。

(2) 回答が必要なご意見等の場合、回答までに時間がかかることがありますのでご了承ください。

(3) お送り頂いたお客様の個人情報は、お客様との連絡以外の目的で使用しません。

芝山鉄道株式会社 安全統括管理者
住所：〒289-1601
千葉県山武郡芝山町香山新田148番地1
電話：0479-78-1141
Fax：0476-30-2261
E-mail：sr14@sibatetu.co.jp

月～金 9:00～18:00(土日祝、年末年始を除く)

平成21年9月発行